

平成27年度

# 除雪計画書

大田市

## 大田市除雪計画

### 第1. 目的

この計画は大田市地域防災計画に定める雪害対策計画に基づき、大田市においてとるべき措置を定め、雪害を防止することを目的とする。

### 第2. 除雪基準

#### (1) 除雪出動基準

作業は、原則として新雪 15cm 以上となった場合に実施する。  
上記以外に土木課長が必要と認めた場合にはこの限りではない。

#### (2) 除雪実施期間

平成 27 年 12 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（各日の日の出から日没まで）

#### (3) 除雪対象とする路線

降雪積量及びその期間、除雪作業の難易度を考慮して別表 - 1 のとおり定める。また別表 - 1 以外については、気象条件等を考慮して土木課長が必要と認めた路線とする。

### 第3. 除雪作業目標

除雪路線区分	除雪目標
幹線 (2車線)	2車線幅員確保を原則とする 状況によっては1車線幅員確保の上必要な待避所を設ける。 異常降雪により交通不能となる場合があっても、概ね3日以内に確保する。
その他	1車線幅員確保の上必要な待避所を設けることを原則とする。 異常降雪により交通不能となる場合があっても、概ね5日以内に確保する。

### 第4. 除雪方法

#### 機械除雪

ロータリ除雪車、除雪トラック、除雪グレーダー、除雪ドーザー等の除雪機械およびブルドーザー等により行う。

### 第5. 除雪車の配置

除雪機械は市有機械と借上げ機械とし、市有機械は請負業者に貸与する。

また迅速な除雪を図るため担当路線を定め、請負業者所有機械を借上げるものとする。

#### 第6. 凍結防止剤の設置及び散布

別紙配置箇所一覧（急勾配・急カーブ・その他凍結の恐れがある）の箇所においては地元散布用として凍結防止剤を冬季期間内に設置する。

また異常低温により市内広範囲に路面の凍結が予想される場合には、直営又は業者において凍結防止剤の散布を行う。

#### 第7. 雪害体制・連携除雪体制について（交通確保・除雪）

##### (1) 発令基準

体制区分		発令基準	
平常体制		降雪時において注意体制に至るまでの期間、新雪が15cmで出動することを原則とする。 大雪注意報が発令された場合、除雪委託業者に出動態勢が取れるよう連絡体制を整えるようにする。	
注意体制		大雪警報が発令された場合。 大田事業所より支援要請があった場合。 土木課長が必要と認めた場合。	連携除雪準備体制  1. 下記積雪量を超えた場合 朝倉観測所：30cm/24h 志学観測所：50cm/24h 2. 大雪警報発令
豪雪	警戒体制	大雪または、雪崩等により交通が途絶した場合、あるいは、その恐れがある場合。 総務部長が必要と認める場合。	連携除雪体制  1. 下記積雪量を超えた場合 朝倉観測所：40cm/24h 志学観測所：70cm/24h 2. 島根県が災害対策本部を設置した場合  (国土交通省の要請により体制に入る)
	対策本部(緊急体制)	大雪または、雪崩等により広範囲にわたり交通が途絶し、重大な被害が発生した場合。 大田市が災害対策本部を設置し甚大な災害が見込まれる場合。 市長が必要と認める場合。	

豪雪時の緊急確保路線は他の道路管理者（国・県）の路線も含め一体となって決定し、除雪路線についてはあらかじめ優先順位をつけ、連携除雪体制による相互支援を行う。

(2) 平常時相互乗入れについて

大田事業所と協議し除雪作業の効率化を図るため相互乗入れを実施する。路線については除雪期間前に双方協議し決定する。

第 8. 豪雪時における緊急確保路線

緊急確保路線は、次のとおりとする。

(1) 大田市の指定する路線

- ・鳴滝大沢線
- ・鳴滝諏訪線
- ・栄町諸友線
- ・山崎大正東線
- ・山崎大正西線

(2) 大田事業所の指定する路線

- ・国道 375 号
- ・大田桜江線 (国道 375 号～仁摩邑南線交点 (大森))
- ・川本波多線
- ・仁摩邑南線
- ・三瓶山公園線
- ・和江港大田市停車場線 (国道 9 号～大田市駅前通りまで)
- ・温泉津川本線

上記路線については、大田事業所と共に連携除雪体制を取り除雪作業を行うものとする。

第 9. 関係機関の応援

県が行う除雪作業で、協力を求められたときは、出来る限り協力をするものとし関係機関と連携を密にし、作業の支障のない様努める。

第 10. その他

上記項目によらない特別な事態が発生した場合には、関係機関と協議をして適宜処置するものとする。